

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月、同年 8 月及び同年 9 月、57 年 6 月から同年 10 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 1 月までの期間、60 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 9 月及び同年 10 月、61 年 8 月から同年 10 月までの期間、62 年 9 月から同年 12 月までの期間、63 年 10 月及び同年 11 月並びに平成元年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月
② 昭和 56 年 8 月及び同年 9 月
③ 昭和 57 年 6 月から同年 10 月まで
④ 昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月まで
⑤ 昭和 60 年 1 月から同年 6 月まで
⑥ 昭和 60 年 9 月及び同年 10 月
⑦ 昭和 61 年 8 月から同年 10 月まで
⑧ 昭和 62 年 9 月から同年 12 月まで
⑨ 昭和 63 年 10 月及び同年 11 月
⑩ 平成元年 4 月から同年 8 月まで

平成 2 年か 3 年に、船員保険から国民年金に切り替え、国民年金保険料を社会保険事務所の窓口で約 30 万円納付した。

年金記録では、申立期間について国民年金保険料の納付が確認できないということだが、自分としては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年か 3 年に、社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を約 30 万円納付したと主張しているものの、社会保険事務所で管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 3 年 8 月 23 日以降であり、その時点では、申立期

間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、特例納付制度の実施期間外であり、申立期間の保険料を一括納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人はA市から他市町村への住所変更の記録も無いことから、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から47年3月まで

申立期間について、国民年金の保険料納付記録を確認したところ、社会保険事務所から納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間は、義父が家族の国民年金保険料をまとめて婦人会の納付組織に納付しており、私の夫も「父が家族の保険料を納付していた。」と聞いているので、私の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

その当時は、婦人会の役員の方が二人で集金に来ていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年12月6日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の半分以上が時効により納付できない期間である上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする義父は、既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫は、「父が私の妻の国民年金保険料を納付し始めたのは、父が保険料を納付しなくてもよくなってからだと思う。また、昔の保険料をまとめて納付したような話は聞かなかったと思う。」としており、その父は、昭和47年*月に、60歳到達により国民年金の被保険者資格を喪失している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、納付組織では現年度保険料以外の収納を行っていない

こと、及び申立期間直後の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料を A 町（現在は、B 市）役場内の出納員が受領していることを示す領収書を申立人が所持していることから、申立人の主張には、不合理な点が認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は A 町から町外へ住所変更をしていないため、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から57年6月まで
私は、昭和48年2月から57年6月までA社に勤務した。

入籍はしていなかったが、昭和48年10月に妻と同居したことを機に、会社の給与担当者に妻の国民年金への加入手続と毎月の給与から国民年金保険料を控除し納付するよう依頼した記憶があるが、納付済期間となっていないことに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「昭和48年10月、妻との同居を機に、会社の給与担当者に妻の国民年金への加入手続と毎月の給与から国民年金保険料を控除し納付するよう依頼した。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は59年4月6日にB県C市で初めて払い出されており、その際、57年7月1日まで遡^{そきゅう}及して国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立期間当時の住所地であるD県E市では、申立人に該当する国民年金の資格記録は無いとしており、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が別に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から49年3月まで
申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、納付記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和50年7月に、当時住んでいたA区役所B支所に婚姻届を提出しに行った時に、「42年11月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっている。このまま納付しないと、将来受け取る年金額がかなり減額される。」と指摘されたことから、加入手続きを行い、妻と一緒に同支所の窓口で未納分を一括で全額納付したはずであるのに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、「国民年金保険料の納付場所はA区役所B支所の窓口であり、金融機関ではない。」と主張しているが、A区に照会したところ、「区では現年度保険料のみを扱い、特例納付保険料及び過年度保険料の納付については郵便局等の公金収納取扱金融機関を案内していた。区の出先には、金融機関窓口は設置していなかった。」と回答していることから、申立期間に係る保険料については、区の窓口では取り扱うことができなかったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和50年9月18日と確認できることから、第2回特例納付の実施期間中に該当するものの、申立期間のうち、48年4月以降の期間は当該特例納付の対象外の期間である上、同月から同年6月までの国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は一括納付した金額は 10 万円程度、その妻は 10 万円以上であったと記憶しているが、申立期間のうち、納付が可能な昭和 42 年 11 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を試算すると、その金額は 6 万 4,500 円となり、申立人が記憶している 10 万円とは相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間及び同年4月から3年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年6月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成2年4月から3年9月まで

申立期間①及び②については、督促等も無く、未納期間があったとは知らなかった。また、申立期間③については、督促等も無く、免除申請の手続をした記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立書では「妻が国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、電話聴取時には「保険料の納付については、会計事務所に依頼していた。」、あるいは、「市役所が勝手に未納にした。」等と述べているほか、あらためて申立人から提出された質問票に対する回答書には、保険料納付についての具体的な記載が無いことから、保険料の納付状況は不明である。

また、同申立期間について、A市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録においても国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、保険料を過年度納付した形跡も見られず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、同申立期間については、申立人の妻及び長男も同様に未納となっている。

申立期間③について、申立人は、前記の主張と同様に「妻が国民年金

保険料を納付した。」、「市役所が勝手に免除にした。」としているものの、申請免除については、国民年金被保険者からの免除申請書の提出に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い上、同申立期間については、申立人の妻及び長男も同様に申請免除期間となっている。

なお、申立人が申立期間当時、会計事務を依頼していたとする会計事務所に申立期間当時から勤務していた事務職員は、「会計事務所と申立人との関わりは、申立人がB社を営業していた時期だけであり、昭和61年12月以降は会計事務所として引き受けておらず、国民年金については関わりが無い。」としているほか、A市では、「調査の結果、申立期間①及び②については、国民年金保険料の未納期間であり、申立期間③については、免除期間であることを申立人に説明した。」としている。

そのほか、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間及び同年4月から3年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年6月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成2年4月から3年9月まで

申立期間①及び②については、督促等も無く、未納期間があったとは知らなかった。また、申立期間③については、督促等も無く、免除申請の手続をした記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「私がA金庫本店で納付したと思う。」と主張しているものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする具体的な状況は不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、同申立期間について、B市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録においても、国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、保険料を過年度納付した形跡も見られず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、同申立期間については、申立人の夫及び長男も同様に未納となっている。

申立期間③について、申立人は、「私がA金庫本店で国民年金保険料を納付したと思う。」と主張しているものの、申請免除については、国民年金被保険者からの免除申請書の提出に基づき行われるものであることか

ら、申請が無いにも関わらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い上、同申立期間については、申立人の夫及び長男も同様に申請免除期間となっている。

なお、B市では、「調査の結果、申立期間①及び②については、国民年金保険料の未納期間であり、申立期間③については、免除期間であることを申立人の夫に説明した。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月

社会保険事務所で確認した時は、国民年金保険料は全部納付済みだと言われていたので安心していましたが、平成15年に、A銀行から年金相談のはがきが来て、窓口で社会保険労務士に調べてもらったところ、1か月分の未納があると言われた。

国民年金保険料はすべて納付してきたはずなので、未納があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る国民年金の被保険者資格取得年月日は当初昭和54年2月1日であったものを、平成15年2月13日付けで昭和54年1月21日に記録訂正されたことにより発生した国民年金保険料の未納期間であるため、申立期間当時は国民年金保険料を納付することができなかつたものであり、平成15年の記録訂正時においても、時効により納付できなかつたものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所の管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市の保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）における国民年金保険料の納付記録は一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 46 年 1 月まで (日付不詳)
申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険への加入が確認できない旨の回答をもらった。しかし、年金カードを事業所から受け取った。また、毎月の給料の明細から厚生年金保険料が天引きされていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の具体的な記憶から、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は「年金カードを事業所から受け取っていた。毎月の給料の明細書に 1,000 円から 2,000 円の保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずだ。」と主張しているものの、申立人が記憶している年金カードの内容から、当時、厚生年金保険加入者に渡されていた厚生年金保険被保険者証とは異なるものだったと考えられる。

さらに、申立人が毎月の給料から天引きされていたと記憶している保険料は、当時の厚生年金保険料率から算定した保険料額と比べるとかなり低い額であることから、厚生年金保険の保険料ではなかったものと推認することができる。

加えて、申立人が名前を挙げたA社の元同僚とは連絡が取れず、関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から61年12月6日まで

私は、申立期間当時、A社の社長をしていた。役員報酬は取締役会で決められており、その取締役会で決められた役員報酬と標準報酬月額の記録が相違しているので調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年3月から53年12月までについては、申立人の主張する役員報酬月額は、当時の厚生年金保険法の標準報酬月額の上限額を超えており、申立人の社会保険庁の標準報酬月額の記録は、厚生年金保険法の標準報酬月額の上限額であることが確認できる。なお、申立人は標準報酬月額の変更時期(53年9月まで50万円)が社会保険庁の記録(53年12月まで32万円)と相違していると主張しているが、役員報酬月額が変更されてから3か月後に月額変更届が提出されていることからみて、当該処理に不自然さは見られない。

昭和54年1月から59年2月までについて、変更された標準報酬月額(54年1月から30万円、55年5月から26万円、58年3月から36万円)は申立人の主張している標準報酬月額とおおむね一致している上、申立人が主張する標準報酬月額の変更時期が社会保険庁の記録と相違していることについては、役員報酬月額が変更されてから3か月後に月額変更届が提出されていることからみて、当該処理に不自然さは見られない。

昭和59年3月から61年11月までについて、59年3月に標準報酬月額が変更されたことに関して、申立人は、57年12月から役員報酬月額は35万円であったと主張しているが、社会保険事務所が管理する被保険者原票

を見ると、59年3月の月額変更届により、標準報酬月額が36万円から26万円に変更されていることが確認できる。

また、B社会保険事務所では、当時、月額変更届を受付する場合には、当該事業所の取締役会議事録の添付を求めていたはずとしており、代表取締役である申立人は、当時、申立書に添付されている取締役会議事録による役員報酬月額と異なる標準報酬月額の月額変更届を社会保険事務所に提出したことは承知していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、名前を挙げた会計事務所のC氏及びD氏は、厚生年金保険の事務手続は行っていないと証言している。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から61年11月28日まで
私は、申立期間当時、A社の取締役をしていた。役員報酬は取締役会で決められており、その取締役会で決められた役員報酬と標準報酬月額が相違しているので調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した取締役会議事録に記載されている役員報酬月額と、社会保険事務所が管理する被保険者原票の標準報酬月額の記録は異なっていることが確認できる。

しかしながら、B社会保険事務所では、申立期間当時、月額変更届には、取締役会議事録の添付を求めていたはずであるとしている上、算定基礎届の受理に当たっては、賃金台帳も確認していたはずであるとしている。

また、申立人は当時、当該事業所の取締役であったとともに、社会保険事務も担当しており、算定基礎届の提出時に社会保険事務所へ賃金台帳を持参したことがあったと述べていることから、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と取締役会議事録に記載されている役員報酬月額が異なっていることを承知していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が名前を挙げた会計事務所のC氏及びD氏は、厚生年金保険の事務手続は行っていないと証言している。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、さかのぼって訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 11 日から 35 年 9 月 1 日まで
昭和 34 年 9 月 11 日から 36 年 8 月 31 日までの約 2 年間、A 県 B 市で造船の下請をしていた C 社に勤務していたが、このうち、34 年 9 月 11 日から 35 年 8 月 31 日までの期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が無いと言われたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言及び同僚と一緒に撮影した写真から、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が提出した C 社の昭和 35 年 9 月の給与支払明細書では、健康保険及び厚生年金保険の保険料が控除されていないことが確認できる上、同年 10 月以降の給与支払明細書からは、これら保険料が控除されているところ、前述の同僚は、「保険料は前月分を引かれていたと思う。」と証言しており、当該事業所では厚生年金保険料を翌月控除していたものと考えられることから、同年 8 月以前は、厚生年金保険の被保険者でなかったものと推認される。

また、当該同僚は、「当時は、厚生年金保険に加入している人も加入していない人もおり、また、採用時よりも遅く加入している人もいた。」と証言している上、申立人が昭和 34 年 9 月から一緒に働いていたとして名前を挙げた元同僚 9 人について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、35 年 2 月以降に被保険者の資格を取得した者が 6 人(資格取得日が申立人と同一の者 2 人を含む。)、同名簿に名前が見つからない者が 3 人いることから、当該事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわ

れる。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る被保険者原票のうち、昭和33年6月1日から35年12月5日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した60人について確認した結果、申立期間に該当する申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、当該事業所は、昭和59年7月21日に健康保険厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、当該事業所の事業主及び事務担当者も連絡先が不明であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。